

調査の概要

〈調査の背景〉

電力システム改革を踏まえ、電気事業の争議規制の在り方について検討が進められることとなり、平成 26 年 8 月、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」が設置された。当部会での議論を念頭に、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国の 5 カ国における電気事業の争議規制に関して調査をするよう、厚生労働省より当機構に対して要請があった。本報告書は、その調査内容をとりまとめたものである。

〈調査項目と方法〉

調査項目は、当該 5 カ国における、次の 3 点である。

1. 電気事業の運営体制
2. 公益事業（電気事業）における労働争議の規制
3. 争議の状況

また、2. については、「根拠法」「争議権の一部が制限される事業の範囲」「争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限」「職権調整制度」「争議時の代替的労働」「一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）」の 6 小項目に分かれている。なお、当該国に、これらの項目に合致した法令、制度、仕組み等が存在しない場合は、それに準じたものについて調べている。調査方法は、文献、資料、統計データ等を基に、項目ごとに調査し整理している。

〈調査概要〉

電気事業等を含めた公益事業の労働争議に関しては、国レベルでの規制がある国、州や地方レベルでの規制がある国、また、法令により規制している国、法令による規制はほとんどない国、あるいは法令による規制はないが、判例等から判断している国——など、規制の形は国によって様々である。さらに、電気事業の運営形態についても、当該 5 カ国の中には、純然たる国営（公営）という形態によって、したがって職員も公務員であるという形態によって運営されている国はなかったが、実質は国の所有による公社的な、国の関与を残す運営形態をとるところから、完全に民営化させているところまで、様々である。

規制の形がどうであれ、また、運営体制がどうであれ、国民の生活に必須の電気を提供するという事業であるということから、法令によるのか、判例によるのか、あるいはまた、労使間の取り決めによるのか等の違いはあるものの、国民の生活に必須のサービスについては、公益事業に限定したのではなくとも、それを完全にストップさせないようなシステムが、なんらかの形で存在している点は、この 5 カ国に共通している（ただし、そのシステムが実

際に電気事業において発動されたことがあるかどうかは別であるが)。また、法令で規制している国についても、日本の「電気事業及び石炭鉱業における争議規制に関する法律」のように、電気事業に限定して争議行為を規制しているものではなく、あくまでも、公益事業という枠組みで、その中のひとつに電気事業も含めて、規制しているものであった。

第1章 イギリス

第1節 電気事業の運営体制

発電、送電、配電、小売りを独占していた国有電気事業者である発送電局（CEGB）を、1990年に世界に先駆けて分割・民営化し、電力の自由化を実施した。発電事業と配電・小売り事業に多数の事業者が参入したが、その後、M&Aの活発化により、現在は6大グループ（イギリス系2社、ドイツ系2社、フランス系1社、スペイン系1社）に収斂されている。また、送電事業については、ガス導管網会社と合併して運営されている。

第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制

1. 根拠法

（1）電気事業に限定して争議行為を規制する法令

なし。

（2）電気事業も含めた公益事業の争議行為を規制する法令

イギリスでは2004年以降、電気事業における争議権は法律上制限されていない¹。従来は、1920年緊急事態権限法²に基づいて発される緊急事態宣言により、争議権の制限が可能であったが、同法は2004年民間緊急事態法³に置き換わる形で廃止された。2004年法は、法の効力が及ぶ範疇から争議行為を除外している⁴。このため現在、電気事業における争議は、他の事業と同様、一般的な手続き等に関する1992年労働組合・労働関係（統合）法⁵が適用される。

1920年法は、コミュニティ（あるいはその一部）に対する「必要不可欠な財・サービス」（食物、水、燃料の供給、照明、交通機関など）の供給・分配の妨げとなる大規模な行為が行われたか、その恐れがあると国王がみなした場合、非常事態宣言により供給の確保あるいは規制のための措置を講じることができると規定している。岡久（2005）によれば、同法は第一次大戦後の港湾、鉱山、鉄道等におけるストライキの頻発に対応するために成立したもの

¹ 労働組合にはいわゆる争議権は付与されておらず、合法的な手続きを経て実施される争議について、労働契約違反による雇用主側の損失に関する賠償の免責、という形を取る（後述）。

² Emergency Powers Act 1920
<http://www.statewatch.org/news/2003/jun/23civil.htm>

³ Civil Contingency Act 2004 資料（37頁）のとおり。
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/36/>

⁴ 国家レベルの緊急事態への対応に関する規定。

⁵ Trade Union and Labour Relations (Consolidation) Act 1992
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1992/52/contents>

で、1926年のゼネストから1974年の炭鉱ストライキまで、12回にわたり適用された⁶。

その後、1920年法に替えて2004年に成立した民間緊急事態法は、当時の燃料危機（燃料価格の高騰にトラック運転手などが抗議、燃料の供給が滞った）や洪水などに対応するための体制整備の必要性が、政府による法案提出のきっかけとなった。同法は、地方レベルでの緊急事態に関する対応を規定した第1部と、国家レベルでの緊急事態宣言に伴う対応を規定した第2部に分かれる。

地方レベルでの緊急事態への対応に関連して、同法の附則が定義する必要不可欠なサービスの提供機関は大きく2つに区分される。市民保護の観点から、より必要度の高い第1カテゴリ（Category 1）には地方自治体のほか警察、消防、医療が、また第2カテゴリ（Category 2）には電気、ガス、上下水道、電話、交通（鉄道等）がそれぞれ含まれる。第1カテゴリに属する機関、すなわち第1カテゴリ対応者（Category 1 responder）には、緊急事態またはその可能性のある状況下において、リスク評価と対応のための計画の策定が義務付けられる。また、第2カテゴリ対応者（Category 2 responder）、すなわち電気事業者を含む公益事業者等には、第1カテゴリ対応者に協力して情報提供などを行うことが求められる。

同法は「緊急事態」について、国内で厚生または環境に深刻な被害を及ぼす可能性のある事件や状況、あるいは国の安全保障を深刻に脅かす戦争・テロリズムと定義し、このうち厚生に関連して「金銭、食料、水、エネルギー⁷または燃料の供給の壊乱」を挙げている（第1条、第22条）。地方レベルの緊急事態に際しては、閣内相（Secretary of State）またはスコットランドの大臣が、規則を定めて必要な対応を行う（第2～4条）。また国家レベルでは、緊急事態とみなされうる事象の発生を受けて、国王あるいは上位の閣内相が緊急事態規則を定めることができる（第20条）。ただし同規則は、「ストライキその他の労働争議に参加することもしくはその他これに関連する活動を禁止することまたは禁止することを可能とすること」を行うことはできないと規定している（第23条3項b）。同規定は国家レベルでの対応を規定する第2部にのみ存在し、地方レベルでの対応における位置付けは不明だが、少なくとも2004年法の下では、従来の1920年法における規定とは異なり、政府による緊急事態宣言によって争議権は制限されない。

なおこれとは別に、電力供給にかかわる何らかの緊急事態が生じた場合には、サービス維持のための対応を行うべきことが、1989年電気法に別途規定されている（96条）。所管官庁（エネルギー・気候変動省：DECC）の国务大臣は緊急事態⁸の発生に際して、電気事業ライセンス保有者等（特別の認可を受けた発電・供給事業者を含む）に対して、協議の上、電力

⁶ ただし、争議への参加自体や平和的な勧誘を違法とするわけではない。

⁷ 2004年法は同法が適用される電気事業者の範囲について、1989年電気法第6条に基づいてライセンスを授与されている事業者のうち、送電（transmission）、電力供給（distribution）または相互連結（interconnector）のライセンスを保持している者、と規定している（附則19）。

⁸ 自然災害をはじめ、国务大臣が電力供給を阻害する、またはその可能性がある緊急事態と判断した事柄（96条7項）。なお、電気法は、ストライキやその対応といった労使関係について規定した法律ではない。

供給への影響の緩和を目的に特定の行為を行うこと（または行わないこと）を定めた指令（direction）を発することができる。こうした緊急事態には、自然災害のほか、労働争議に起因するものも含むと考えられている⁹。対応にあたっては、所管官庁を中心としたサービス維持のための体制が構築され、対応策の策定・実施には電気事業者の参加が義務付けられる¹⁰。

2. 争議権の一部が制限される事業の範囲

争議権は規制されていない。

3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限

<すべての事業>

労働組合が争議行為を行う場合には、事前に組合員による投票を行い、投票者の過半数による支持を得なければ、組合・組合員は民事免責を受けられない。労働組合は、投票の7日前までに使用者に対して投票実施を予告する義務がある。その際、投票の対象となる労働者の種類・数および職場について、使用者に通知しなければならない。また、投票結果が賛成多数であれば、争議行為の7日前までに、争議行為の期間、参加する労働者の種類・数、職場を予告しなければならない。

その他、争議行為の制限として、職場占拠・封鎖という手法は、法的保護の範囲外の行為とみなされ、民事免責を受けることはできない。また、1992年労働組合・労働関係（統合）法上、保護の対象となる争議行為の目的や手法は制限されており、二次的ストも免責が除外される行為のひとつとして規定されている。

なお使用者は、争議をめぐる手続きが適正に行われなかったことなどを理由に、裁判所に対して争議行為の差止を請求することができる。例えば、組合員の投票における不備や、使用者に対する通告・情報提供に関する遅滞あるいは情報の不正確さ等を理由に、申し立てが行われる。また、争議参加者が争議開始日から12週間以内に解雇された場合、不公正解雇の申し立てを行うことができるが、これを超えて解雇される場合は通常の解雇手続きと同様の扱いとなる。

4. 職権調整制度

<すべての事業>

⁹ 緊急事態下における電力供給への対応の手順（計画停電の実施、優先順位の高い業種（事業者）の保護等）を示した準則（Electricity Supply Emergency Code）において、労働争議がこうした緊急事態の一環として言及されている。

¹⁰ 「ガス・電気供給に関する全国緊急事態計画」（"National Emergency Plan for gas and electricity"）には、電力供給の維持に関する所管官庁や関係組織の連携体制等が盛り込まれている。電気事業者の役割としては、緊急事態に関する状況の報告（原因、規模・期間、対応策、必要とされる政府による介入など）のほか、対策の実施、消費者への対応など。

<https://www.gov.uk/government/publications/national-emergency-plan-for-gas-and-electricity>

ACAS（助言斡旋仲裁局）は、職権で、斡旋を開始することができる。ただし、斡旋に参加するか否かは、当事者が任意に決定する。

5. 争議時の代替的労働

従来の緊急事態権限法のもとでは、「国家的重要性を有する緊急の作業」(urgent work of national importance) を行うために、軍の人員をあたらせることができるとされていたが、2004年法では人員の確保に関して規定はない。通常の地方レベルの対応では、自治体をはじめ、各サービスの提供機関がサービス維持のために人員確保等の措置を講ずる必要がある¹¹。上述のとおり、電気事業については緊急事態（争議時を含む）対応プランが策定されているが、この中でも人員調達の方法に関する具体的な規定は設けられていない。

なお、一般的な争議に関する労組法上の規定では、代替要員を派遣労働者によって補うことは禁じられている。

また、労組側の自主的な対応として、例えば医療や消防といった市民の安全に係るサービスにおいては、ストライキ実施時に労組が経営側と共同あるいは別途に、緊急対応プラン(contingency plan) を作成し、緊急時に対応可能な体制を維持する例が見られる。

6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）

イギリスでは、かつて緊急調整制度があったが、1974年に廃止されている。1971年労使関係法に基づいて、同年12月に設置された全国労使関係裁判所(National Industrial Relations Court) がこれを担っていた。同裁判所は、雇用相の申請を受けて、ストライキやその他の争議行為またはロックアウトの結果が社会的に非常に有害であると判断する場合、緊急事態令を発して差し止めを命令する権限を有していた¹²。1974年労働組合・労働関係法の施行による1971年法の廃止に伴い、全国労使関係裁判所は廃止された。

第3節 争議の状況

電気産業における近年の労使紛争の例は、以下の通り。争議行為は主として消費者向けサービス部門によるもので、電力供給に広範な影響が生じるケースは見られない。

- ・2012年12月にエネルギー企業E.onで賃上げをめぐるストライキが発生。労組Uniteによる事前の発表によれば、東部・西部ミッドランド、イングランド北西部、カンブリア、イングランド南部およびウェールズで、Uniteの組織するメーター担当の従業員およそ250人が

¹¹ 雇用主が軍の派遣を要請することは可能。例えば、2014年10月の全国医療サービス(NHS)における争議に際しては、救急車両の運転に軍からの人員が派遣されている。

¹² <http://discovery.nationalarchives.gov.uk/details/r/C690>

参加したとみられる¹³。Uniteはさらに、翌年1月に時間外勤務拒否などのストライキ未満の行動を予告していたが、同月に経営側が妥協案として向こう2年間の賃上げに関する新たな案を示し、労組側がこれに合意した模様¹⁴。

- ・2014年5月から6月にかけては、エネルギー企業EDF Energyで賃金をめぐり争議が発生した¹⁵。Uniteが組織する、ロンドンほか複数の地域（イングランド南東部、南西部、東部）のメーター担当従業員およそ500名が参加、6月にはACASの斡旋サービスのもとで協議が行われたが合意には至らなかった¹⁶。最終的に、8月に経営側が示した妥協案（賃上げに加えて提示していた一時金額の引き上げ）に労組側が合意し、争議は終結した¹⁷。

¹³ Unite “E.on meter staff to stage one-day strike in pay dispute” 14 December 2012

<http://www.unitetheunion.org/news/eonmeterstafftostageonedaystrikeinpaydispute/>

¹⁴ Unite (2013) “National Industrial Sector Conference 2013 ENERGY and UTILITIES”

<http://www.unitetheunion.org/uploaded/documents/EnergyAndUtilitiesAgenda2013v211-14225.pdf>

¹⁵ “Power to the people affected by people power – energy workers on strike today” 6 May 2014,

Union-News.co.uk

<http://union-news.co.uk/2014/05/power-people-affected-people-power-energy-workers-strike-today/>

¹⁶ “Acas talks to avert new EDF Energy pay dispute strikes” 10 June 2014 Unite ウェブサイト

<http://www.unitetheunion.org/news/acas-talks-to-avert-new-edf-energy-pay-dispute-strikes/>

¹⁷ “WIN: EDF workers celebrate pay bonus of 2,300% after three-day strike” 8 August 2014,

Union-News.co.uk

<http://union-news.co.uk/2014/08/win-edf-workers-celebrate-pay-bonus-2300-three-day-strike/#sthash.qCfvCmb.dpuf>

第2章 ドイツ

第1節 電気事業の運営体制

1998年の電力自由化前は、電気事業の中心的役割を担う8大電力会社が存在し、国内総発電量の約9割を独占的に供給してきた。しかし、この独占体制は、自由化によって大きく変化し、電力会社同士の合併や提携が盛んに行われた結果、E.ON、RWE、EnBW、Vattenfall¹の4大電力会社に収斂された。この他に地方公営の小規模な配電会社等、900以上の電力会社が存在する。自由化当初は、再編された4大電力会社が発電市場の8割を占めていたが、再エネ事業者の増大、脱原子力の影響などで2012年には5割弱まで低下している。4大電力会社は従来、発電、送電、配電、小売りの全てを手掛ける垂直統合型企業だったが、送電、配電を子会社化して法的分離を求める欧州委員会からの圧力や債務削減などのため、現在はほとんどの企業が送電子会社を売却している。2010年にはE.ONが送電設備をオランダの送電会社Tennetへ、Vattenfallがベルギーの送電会社Eliaへそれぞれ売却した。RWEは2011年9月に送電子会社の7割の株式をコメルツ銀行グループのコメルツリアル社へ売却し、EnBWのみが送電子会社を保有し続けている²。

第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制

1. 根拠法

(1) 電気事業に限定して争議行為を規制する法令

なし。

(2) 電気事業も含めた公益事業の争議行為を規制する法令

<すべての事業>

公益事業の争議行為を規制する法令はなく、判例に準拠している。

規制ではなく、争議権保障という観点から基本法9条³が定められており、裁判所が労働争

¹ スウェーデン・ヴァッテンファル社の子会社。

² 海外電力調査会サイト「各国の電気事業 ドイツ」(http://www.jepic.or.jp/data/ele/ele_04.html) (2014年10月8日閲覧)。

³ 基本法第9条〔結社の自由〕(※基本法は日本の憲法に相当)

(1) すべてのドイツ人は、団体および組合を結成する権利を有する。

(2) 目的または活動において刑事法律に違反している結社、または憲法的秩序もしくは国際協調の思想に反する結社は、禁止される。

(3) 労働条件や経済条件の維持・改善のために団体を結成する権利は、何人に対しても、またいかなる職業に対しても、保障する。この権利を制限し、または妨害しようとする取り決めは無効であり、これを目的とする措置は、違法である。(1)の意味における団体が、労働条件や経済条件を維持・改善するために行う労働争議に対しては、第12a条(兵役義務と役務義務)、第35条2項(連邦国境警備隊の支援)および3項(連邦国境警備隊および軍隊の部隊出動)、第87a条4項(軍隊の設置と権限)及び第91条(連邦または州の存立に対する危険の防止)による措置をとることは許されない。

議に関する判決を出す際の規範的な出発点は、同条 3 項のみという状況にある⁴。この同条 3 項で保護される「協約自治（労働組合と使用者団体による労働条件や経済条件の自律的な決定）」の規定から導かれる結論は、「協約締結を目的としたストライキのみが認められる」ということである。従って、協約を締結できる労働組合のみが、ストライキの呼びかけ・実施を合法に行うことができ、協約締結能力のない個人や組織が行うストライキ—いわゆる“山猫スト”は違法となる。また、協約の締結を目指すものではない政治ストも違法である⁵。

このほか判例で整序された争議原則によると、争議行為は「一般に受け入れられる」ために一連の原則を守らなければならない。一連の原則には、例えば、協定締結のためのあらゆる可能な手段に訴えた後の最後の手段であるべきとする「最終手段原則 (letztes Mittel)」、目的を達成する上で不適切、不必要、不均衡なものであってはならないという「過剰禁止原則」などがある⁶。また、労働協約期間中の平和義務 (Friedenspflicht ; 同有効期間中は、当該労働協約で定められた事項の改廃を求める争議行為を行わない義務) も順守する必要がある⁷。

<公益事業>

レーヴィッシュ (1995) によると、連邦労働裁判所判決 (1971年 4月21日) で示された見解に従って「争議行為は、公共の福祉を顕著に侵害してはならない。つまり、個人的、社会的、国家的な需要の充足に必要な“最低限の供給”に対して深刻な影響を与えてはならない」と解されている。そして、そのような“最低限の供給”が確保されるべきなのは、電気のほか、ガス・水道、食糧・医療、交通、郵便、電報電話、ラジオ・テレビ、消防、埋葬、ごみ収集、防衛、国内の治安などの領域とされる⁸。

2. 争議権の一部が制限される事業の範囲

法令上の規定はない (判例による)。

<公益事業>

判例で整序された争議原則によると、公益事業のストライキにおける最重要義務は、「公衆の生活に不可欠なサービス (電気や水の供給、病院など) の維持」である。これには生産

⁴ 森・米津編 (2014) pp.146-147。

⁵ c.f. 公務員の争議規制について：ドイツの公務員については、公法上の勤務・忠誠関係に立ち、公権力の行使に関わる業務を担当する「官吏 (Beamte)」と、労働契約に基づく私法上の雇用関係にある「公務労働者 (Tarifbeschäftigte)」に分かれている。そのうち官吏 (Beamte) には争議権が認められていない。官吏の争議権禁止について明文規定は存在しないが、連邦憲法裁判所の判決として繰り返し確認されている (例：1958年 6月 11日)。その根拠は、官吏の法的地位、国家に対する忠誠義務、職務専念義務等とされている。ただし、職務外の各種活動 (例：抗議集会への参加) は憲法上可能。(財) 自治総合センター (2011) p.63。

⁶ 争議の原則に関する用語・概念は必ずしも統一されておらず、判例やコンメンタールによっても異なる。

⁷ Fairbrother et al.(2002) pp.62-64、労働省労政局 (1992年) pp.466~468。

⁸ レーヴィッシュ (1995) p.121。

設備を紛争開始時点の状態で維持するための作業や、生産工場（溶鉱炉、化学工場）の損傷を防止するために技術的な理由から必要な生産を（おそらく低減レベルに）維持するための継続作業、さらに操業停止中における製品と生産工場の損傷を防止するための加工作業等も含まれる。ただし、ストライキの影響を受ける企業のマーケットシェアや、顧客の保全を目的とする作業、製品の追加加工・輸送等は含まれない⁹。

「不可欠なサービス」の具体的な業務内容と範囲は、原則として団体交渉当事者（産別労使）間で決定される¹⁰。清水（1975）によると、DGBの1949年10月の労働争議指導に関する方針Ⅲでは、電気・ガス・水道などの公衆の生活に不可欠な給付を行っている事業におけるストライキには、住民への供給を確保するために労働組合自らが「緊急労働（Notarbeit）」を実行することを規定しており、「ドイツの労働組合は伝統的に他国の労働組合以上にスト権行使の限界を意識してきよように思われる」と分析している¹¹。

3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限

法令上の規定はない¹²。

なお、その他の争議行為の制限としては、ストライキとロックアウトを超えた争議手段は、一般的法秩序を基準として評価されることになる。例えば、職場占拠や職場封鎖のような手段は、その基準からすれば違法となる¹³。

4. 職権調整制度

<すべての事業>

国家の仲裁は義務付けられておらず、大抵の場合、労働組合と使用者が協約ないし特別の調停協定により調停機関を設置することに自主的に合意する。この手続きでの対処は労働協約の問題に限られ、権利を巡る紛争は裁判所に持ち込まれる。調停機関は多くの場合、中立の委員長と同数の労使委員により構成され、同機関は拘束力のある決定を行うことができる¹⁴。

ただ、ラインラント・プファルツ州のように一部の州においては、1946年8月20日の労働争議調停仲裁手続に関する連合管理委員会法第35号に基づいて、所管大臣が調停を開始させることができると規定されている¹⁵。しかし、これはあくまで労働協約に定められた調整

⁹ Fairbrother et al.(2002) pp.62-64.

¹⁰ Ibid.,pp.62-64.

¹¹ 清水（1975）p.308。

¹² Warneck（2007）p.10.

¹³ レーヴィッシュ（1995）pp.124-125。

¹⁴ Fairbrother,op.cit., pp.62-64、労働省労政局（1992年）p.525。

¹⁵ RheinlandPfalz Landesrecht online Verfahrensregeln zum Ausgleichs-und Schiedsverfahren in Arbeitsstreitigkeiten

(<http://www.landesrecht.rlp.de/jportal/portal/t/85t/page/bsrlpprod.psml?doc.hl=1&doc.id=VVRP-VVRP00000444&documentnumber=2&numberofresults=2&showdoccase=1&doc.part=F¶mfromHL=true#focuspoint>)（2014年10月7日閲覧）。

手続が不調に終わり、紛争当事者（労使）が州政府の機関に調整を依頼した場合にのみ、当該州の調整手続が開始されるものであり、当事者の意に反する仲裁裁定は拘束力を持たない点で、ワイマール期における強制仲裁制度とは異なる。なお、この連合国管理委員会法第35号は現在においてもなお効力を有しているが、これに基づく仲裁制度は実際にはほとんど用いられていない¹⁶。

5. 争議時の代替的労働

<すべての事業>

ストライキ中の職場に使用者が労働者を配置することができるか否かについては、「ストに参加していない労働者がそのまま就労すべき義務はあるものの、スト参加者が日常行っている仕事（直接的なスト代替労働）を行う義務は、保全労働（危険防止や生産施設の維持に関する労働、後述）を除いて存在しない（つまり、一般私企業においては、ストに参加していない者を業務命令でスト職場に配置するという代替労働はできないとされている）」というのが判例法として形成されてきたドイツ争議法理である¹⁷。

「保全労働（Erhaltungsarbeit）」には、守衛・警備員業務、消防・洪水防止業務、救急待機業務、温度に過敏な設備の保護業務、暖房設備の保持業務、腐食防止業務、停止が損傷をもたらすような施設の継続的稼働業務、施設の適正な停止業務などが含まれるとされる¹⁸。

6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）

労使が協約や協定によって行う調整手続きにおいて「平和義務（調整期間中は争議行為を行わない義務）」が生じるかどうかは、当事者の意思による。通常は、そのことが明文で規定されている。たとえば、公勤務、建設産業、化学産業などの調整協定は、調整手続の終結まで争議行為を禁止しているが、金属産業においては、協約の有効期間満了後4週間、争議行為が禁止されるにすぎない。調整協定から生じる平和義務がいかなる争議行為を禁止するかも、同じく解釈の問題である。一般的に平和義務やストライキとロックアウトに言及されているにすぎない場合には、相手方に集団的圧力をかけることになるすべての手段がとくに警告ストを含めて一禁止されているとの立場を前提にしなければならない。これに対して、争議行為を準備する行為、とくにストライキ投票は、明文で禁止されている場合に限り、調整協定から生じる平和義務に違反すると推定される¹⁹。

なお、電気事業における代表的な労働組合の一つである鉱業・化学・エネルギー労組（IG

¹⁶ 労働政策研究・研修機構(2013) p.7.

¹⁷ 辻村(1994) pp.45-47. ここでは、郵便労組がストライキを行った際に、当局（連邦郵便）が官吏をスト職場に配置したことについて、連邦憲法裁判所が「団結権の侵害である」として連邦労働裁判所の判決を取り消した判決（連邦憲法裁判所 1993年3月2日）を紹介している。

¹⁸ レーヴィッシュ(1995) p.120、労働省労政局(1992年) pp.488-489.

¹⁹ レーヴィッシュ(1995) pp.111-112.

BCE) は、交渉で労働協約を締結できなかった場合に、協定に基づいて調停機関を設置する。調停機関は、中立の委員長と同数の労使委員により構成されるアドホック機関である。この機関は全会一致か単純過半数で決定することができ、決定は両当事者（労使）を拘束する。仲裁手続きの間は、「平和義務」を遵守しなければならない、ストライキは仲裁が失敗した場合にのみ開始することができる²⁰。

第3節 争議の状況

1. 停電スト／電源スト等の事例

停電／電源ストの事例はない。

2. 電気供給に影響しない範囲の警告ストライキ

警告ストライキ（Warnstreik）は、本格的なストライキではなく、交渉中に短期間の職場放棄等を行うもので、ドイツでは合法とみなされる。

メルクマールとして取り上げられるのは、連邦労働裁判所の1976年12月17日判決²¹で、(1) 労働組合により、(2) 平和義務の終了後に、(3) 短期間（短時間）で、(4) 協約交渉の促進を目的として行われた場合は、(5) 協約交渉や調停の可能性が尽くされていない場合にも、「適法である」と判断された。つまり、(1)～(4)の要件が整えば、警告ストについては、最終手段原則（letztes Mittel）は適用されないと判断されている²²。

電気事業における近年の警告スト事例は以下の通りである。

表1. 近年の警告スト事例

概要	目的	報道日	出典
EnBW労働者による24時間の警告スト後、賃上げで妥結。	賃金	2008年 4月1日	http://uk.reuters.com/article/2008/04/01/energy-strike-germany-idUKL0113186120080401
VattenfallとRWEと労働者による警告スト後、賃上げで妥結。	賃金	2011年 2月14日	http://www.epsu.org/cob/404
E.ON労働者による警告スト後、賃上げで妥結。	賃金	2013年 2月21日	http://www.4-traders.com/EON-AG-3818998/news/EONs-German-Workers-OK-Wage-Deal-Avert-Strike-Action-16249358/
Vattenfall労働者による警告スト後、雇用保障と賃上げで妥結。	賃金、 雇用保障	2013年 4月11日	http://www.argusmedia.com/News/Article?id=842272

出典：各サイトをもとに作成。

²⁰ Fairbrother, op.cit., pp.62-64.

²¹ BAG 1 Senat, U.v. 17.12.1976 (AP Nr.51 zu Art.9 GG Arbeitskampf).

²² 労働省労政局（1992年）pp.458-460.

